

南丹市農業施策に関する建議書

平成27年3月、政府において新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、今後10年先までの施策の方向が示された。これは、平成11年に、21世紀における食料・農業・農村に関する施策の基本的指針として「食料・農業・農村基本法」が制定され、以降、基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興の4項目の基本理念を具体化し、施策を実施するための計画が策定され、5年ごとに見直しをされてきた。

今回の計画では、平成37年におけるカロリーベースの食料自給率で45%の目標を設定し、現在の39%からの増加を目指している。

高度経済成長期には、食生活の欧米化と若者の都市への集中により、米の消費が大幅に減少した。一方、農村には若者が少なくなって農業が縮小し、食料自給率が急落した。現在では、米の消費量が1人1年当たり55.2kgと過去最低になり、自給率を押し下げる要因となっている。

政府は、強い農業と美しい活力ある農村の創出を目指しているが、今般の農業改革の中で強い農業だけが生き残り、多くの家族経営農業が集落からなくなってしまふことが懸念される。結果として、地域社会が維持できなくなれば地方の衰退に拍車が掛かることが予想される。

本市においても、米価の変動により、農業経営の不安定化を招き、耕作放棄地の増加が危惧されるどころであり、あわせて従来からの懸案である、農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少や後継者不足、有害鳥獣被害など、もはや既存の施策制度では維持、対応が困難な状況に直面しているところから積極的な各種施策の創設、推進が必要となっている。

つきましては、市におかれましても財政厳しい折とは存じますが、関係機関と緊密な連携を図られ、予算確保ならびに上部機関などへ具申をされますよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議いたします。

平成27年10月19日

南丹市長 佐々木 稔納 様

南丹市農業委員会

会長 野中 一二三

1. 生産者米価の補填と地域実情にあった農業支援について

南丹市の基幹産業は、農業であるが、各集落において営農形態はさまざまである。農業法人による営農体系や任意の集落営農組織、認定農業者を中心とした担い手への集積や家族経営などで地域の農地が守られている。この中で、主体的に取り組まれている方々の年齢は、圧倒的に70歳代、80歳代であり、戦後の食糧難や豊かな食生活を農業生産面から支えてこられた年代層によって農業が維持され、水稻栽培によって多くの農地が守られてきた。

しかし、生産者米価は、消費量の減少にともない需要が落ち込み、米の過剰感から年々低くなる傾向があり、特に平成26年産米については価格が急落し、農業経営は大打撃を受けた。

平成27年産米価は、前年に比べて上昇しているものの、農地を守るためには、今後とも水稻生産農家における安定的高所得水準を確保する必要がある。

政府は、飼料用米等の非主食用米への転換施策や平成30年には主食用米の生産量を抑制することで価格を維持する生産調整を廃止することなどを推し進めている。

さらに、安い外国産米が大量に外国から輸入されることになれば、ますます水稻生産農家への大打撃が予想される。

安定的な所得確保ができてこそ農業や農地が維持でき、今の景観を守ることができる。引いては新たな担い手も生まれてくる。

そこで、国および京都府に対して米の直接支払交付金制度の恒久化や増額を要望されたい。また、米の収入減少影響緩和対策の対象を販売農家すべてに拡大されるよう要望されたい。

また、将来的な農村・農業を守るために、それぞれの地域実情にあった市独自の支援制度を創設願いたい。

2. 農地を守る取組に関連した特産品づくりについて

助成金のメリットにより飼料用米などの新規需要米生産への転換が勧められる中でも主食となるうるち米の生産を希望する農家は多い。

しかし、うるち米での所得が低迷し、生産意欲を欠く中では耕作放棄地の増加が大いに懸念される場所である。

平成25年の「農地中間管理事業の推進に関する法律」の制定により、昨年7月からは京都府においても農地中間管理事業がスタートし、貸し借りの新しい仕組みが構築されたが、条件不利地や遊休農地では貸付希望の登録すらできないし、また借受希望者が見つからない場合は、農地中間管理機構は農地を借り受けてくれないという現実がある。

国では、中核的担い手に80%の農地集積を目指し、条件が悪い中山間地の農業は先行き不透明感がある。

そんな中、当市においても農業者グループなどにより南丹ブランドの定着に向けた取り組みや6次産業化の推進方法が研究されていると聞くが、特産品開発や加工品開発は一朝一夕ではなかなか成果が上がるものではない。

平成21年から美山町で始まったホンモロコ養殖は、遊休農地の解消と特産品開発を兼ね備えたものであり、設備投資があまりかからず、高齢者でも飼育と管理が可能である。

当市の生産者は現在数名だが、高齢化が進む山間地の活性化につながる取り組みであり、市のブランド産品への指定や販路開発、設備費助成など、地域の特産品づくりの取り組みに対し、強力な支援を行われたい。

また、家庭環境の変化により子供が農業に接する機会がなくなっている中、郷土愛を育み食育・食農教育を推進するため、次代を担う子どもたちへの農業体験学習を通じ、農業への理解促進に寄与する学校教育事業について更なる積極的な支援を行われたい。

3. 有害鳥獣の駆除対策について

営農意欲の減退には、有害鳥獣による農作物被害も大きく関わっている。農村部の集落人口が減少する中、山の手入れをする人がいなくなり山は荒れ放題となり、山に餌がなくなった動物たちは里へ出てくる。里では、営農できなくなった耕作放棄地が動物の住処となり、餌を求めて作付のある田畑に侵入する。結果、何回も鳥獣被害に遇いますます営農意欲がなくなるという負のスパイラルに陥っている。

一方、シカ、イノシシ、サル、アナグマ、アライグマ、ヌートリアやハクビシンなどの生息数は爆発的に増加し、被害も人家周辺部にまで拡大していき、人命にも危険が及んでいる状況が生じている。

今年5月、改正された「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が施行された。今回の改正では、鳥獣の生息数・範囲を適正に管理するため、捕獲体制を強化し、捕獲の専門業者を認定する制度も創設された。特にシカとイノシシについては、指定管理鳥獣と位置づけられ管理を徹底していく方向性が打ち出され、生息数を半減させる目標も掲げられた。

当市においても鳥獣被害対策実施隊の設置のための条例が昨年制定されるなど数多くの対策は講じられてはいるものの、今もって被害は甚大で、農業者の営農意欲の減退を招いている。

市議会議員との意見交換会でも報告しているが、あらゆる手立てを尽くしてもなお終息がみられない被害に粘り強く対策を講じていくためには、捕獲の大幅強化と恒久防護施設の整備や広葉樹の森づくりの推進について積極的な取り組みをされたい。

特に、サルについては篠山市の方から群れが来て農作物被害を起こしているので、篠山市との連携を要望するとともに追払い費用の支援を行われたい。

また、捕獲した動物の処理に悩む地域は全国的にも多く、南丹市も例外ではない。

そんな中、シカについては、肉の利活用が新たな特産品として注目され、民間事業者での取り組みも始まってきているが、捕獲後の運搬や不要となる

部位の処理などの課題もあるため、今後、京都府においてシカの処理・加工施設が整備されるよう、要望されたい。